「障害の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい山口県づくり条例 (仮称)」 (素案)に対し、提出された意見とそれに対する県の考え方について

- 1 **意見の募集期間** 令和4年6月24日(金)から令和4年7月25日(月)まで
- **2** 意見の件数 9人 51件
- 3 意見の内容と県の考え方

【条例制定の基本的な考え方に関するもの】5件

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	当条例について、 ・条例作成理由 ・条例作成経緯 の明示が必要と考えます。 前述内容明示願います。 前述内容明示の上で再度意見募集実施願います。 再度意見募集できない場合はその理由を明示願います。 「意見募集に関する条例等の定めにより」と言うのは、過去の県の行政対応(内規を無視して期限を延長)からして回答となりえません。 条例に関するパブリックコメント/意見募集で、分回のパブリックコメント/意見募集で、でおります。 今回のパブリックコメント/意見募集で、「条例作成理由、条例作成理由、条例作成経緯の明示」がなかった理由を明示願います。	なお、本パブリック・コメントは、「山口 県パブリック・コメント制度実施要綱」に基 づき実施しています。 意見募集の時期・期間については、条例作 成過程の中で決定しており、再度の意見募集
2		支援課のホームページにおいて「山口県障害者差別解消条例検討委員会」資料に掲載しています。 なお、本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。 意見募集の時期・期間については、条例作成過程の中で決定しており、再度の意見募集

ます。

まず今後の条例決定の工程を明示願いま

前述内容明示の上、再度県民意見募集実施 願います。

再度意見募集できない場合はその理由を 明示願います。

「意見募集に関する条例等の定めにより」 と言うのは、過去の県の行政対応(内規を無 視して期限を延長)からして回答となりえま せん。

「障害」に関してはすでに国管轄の法整備 がなされているはずです。

図/理由を明示願います。

前述内容明示の上、再度県民意見募集実施い」旨の附帯決議がされています。 願います。

明示願います。

と言うのは、過去の県の行政対応(内規を無)することとしました。 視して期限を延長)からして回答となりえま せん。

障害者差別解消法の制定に際しては、「地 方公共団体による、いわゆる上乗せ・横出し その上で県で別途県で条例を作成する意 条例を含む障害を理由とする差別に関する条 例の制定等を妨げ又は拘束するものではな

本県では、法改正により事業者による合理 再度意見募集できない場合はその理由を的配慮の提供が義務化されたことなどにより、 障害を理由とする差別の解消の取組を一層推 「意見募集に関する条例等の定めにより」進していく必要があると考え、本条例を制定

> なお、本パブリック・コメントは、「山口 県パブリック・コメント制度実施要綱」に基 づき実施しており、再度の意見募集の実施等 の予定はありません。

多数の条文不備不足があり、再度条文検 ます。

条例の作成に当たっては、条例検討委員会 討・再作成・再度意見募集実施が適切と考え での議論やパブリック・コメントでお寄せい ただいたご意見を参考とさせていただき、必 要な検討を行いました。

> なお、本パブリック・コメントは、「山口 県パブリック・コメント制度実施要綱」に基 づき実施しており、再度の意見募集の実施等 の予定はありません。

障害者権利条約、また障害者差別解消法の 条例づくりは大変重要且つ、共生社会の実現

ド面、ソフト面の差別や偏見は多くあり、まいという課題があること、また、障害者差別

前文に記載しているとおり、今なお、障害 見直しが進められている今日、山口県独自のを理由とする差別のために暮らしにくさを感 じている障害者や、外見からは分かりにくい に向けた県のご尽力には感謝しております。|障害や障害者手帳等の交付には至らない障害 しかしながら、障害のある人にとってハーのために困難を抱えている障害者も少なくな

4

3

偏見は多く存在していると感じています。

と思います。何をもとにしての条例なのか? のとしています。 目的や定義、また差別など具体的に記載し、 制など)を明確化するべきではないかと考え ます。

者などからの聞き取りや意見交換を丁寧に がら策定作業を進めました。 進めていただきたいです。

「誰もが暮らしやすい山口県づくり条例」 をきっかけに、障害有無にかかわらず暮らし やすい山口県になるための制定になるよう 心から願います。

た山口県という地域性ならではの閉鎖的な|解消法の改正を契機に障害を理由とする差別 の解消の取組を一層推進していく必要がある 今回の条例案を拝見して、このような課題ことから、本条例は、障害を理由とする差別 に対してあまりにも条例として内容が薄いの禁止や差別解消のための体制等を定めるも

なお、本条例の策定に際しては、障害者団 それに対しての解決策(合理的配慮や相談体)体や事業者団体等で構成する条例検討委員会 を設置し、各関係委員からいただいたご意見 や本パブリック・コメントで県民や団体の皆 同時に、県内の福祉事業者、各団体、当事様からお寄せいただいたご意見を参考にしな

【「前文」に関するもの】6件

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	条例策定にいたるそもそもの経緯として、 障害者権利条約の採択と批准について言及 すべきと考えます。障害のある人は守られる べき「保護の対象」ではなく、「権利の主体 者」であることを宣言し、障害者の人権と基 本的自由の享有の確保は締約国の責務であ ることを定めた同条約の意義と、日本政府は これを批准したことを説明するべきです。加 えてこの条約では、障害者が直面する問題の 原因は社会のしくみや社会環境(=社会的障 壁)にあり、障害のある人が平等な権利を守 られるようにするには、社会のあり方を変え ていく必要があるという「障害の社会モデ ル」の考え方を基底に置いています。このこ とも前文において示すべきと考えます。	を踏まえ、「障害の社会モデル」への理解を
7	「○ しかしながら、今なお、障害や障害のある人への誤解や偏見、理解の不足等により、障害のある人が、障害を理由とする不当	

な差別的取扱い等を受け、暮らしにくさを感して記載しています。 じている状況。」について、「合理的配慮の 不提供」を付け加えるなどして、「(前略) 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供 を受け、日常生活、又は社会生活において暮 らしにくさを感じている状況である。」とす べきである。

「○ しかしながら、今なお、障害や障害 り、障害のある人が、障害を理由とする不当|案のままとしています。 な差別的取扱い等を受け、暮らしにくさを感 じている状況。」について、「…を受け、暮 らしにくさを感じている状況」なのでしょう か。

8

全ての障害者が障害を理由とする差別を受 のある人への誤解や偏見、理解の不足等によけているとは断定できないと考えるため、原

「暮らしにくさ」では済まない状況かもし れません。

「…を受けている状況」とすべきです。

「○ さらに、東京2020パラリンピッ れた、障害や障害のある人に対する関心と共くことは重要であると考えています。 生の意識の高まりを持続させ、ともに支え合 う共生社会の実現に向けた取組をこれまで 以上に推進する必要がある。」について、開 催自体に賛否があった、開催以前以後に問題 山積、開催時期の世界状況から「見る気もな い」と公言する方もいた、又直近「金まみれ の祭典」の一端があらわになった「祭典」の ごくごく一部を切り取って今後条例抹消ま で文面に残すのは不適切ですし、当該文面は 当条例に必須と思えません。

当文面削除すべきと考えます(当文面残っ た場合は、県行政上の問題であり訴訟案件と なると思われます)。

当該文面を残すというのであれば、その具 体的理由を条約前文内に明示願います。

障害者差別解消法の改正により、障害を理 ク競技大会では、パラアスリートが自らの障 由とする差別の解消を一層推進していくとと 害と向き合いながらひたむきに挑戦する姿|もに、東京パラリンピック競技大会の開催を が、私たちに大きな夢と感動、勇気を与えて又機として生まれた障害や障害のある人に対 くれた。」「○この大会を契機として生まする関心、共生意識の高まりを持続させてい

其の上で、再度県民意見募集実施願いま す。

再度意見募集できない場合はその理由を 明示願います。

「意見募集に関する条例等の定めにより」 と言うのは、過去の県の行政対応(内規を無 視して期限を延長)からして回答となりえま せん。

「○ さらに、東京 2020 パラリンピック と向き合いながらひたむきに挑戦する姿が、 障害や障害のある人に対する関心と共生のくことは重要であると考えています。 意識の高まりを持続させ、ともに支え合う共 生社会の実現に向けた取組をこれまで以上 10 に推進する必要がある。」について、障害者 は夢や勇気を与える者ではないし、挑戦する ことが全てではない。またそれで関心や共生 意識を高めるとするならば、障害のある人へ

「誰もが暮らしやすい山口県づくり」を作 るならこの文章は要らないし、障害有無にか かわらず日々懸命に生きている県民との溝 が深まってしまう懸念がある。

の偏見、差別を助長しかねない。

「○ 私たち一人一人が、障害や障害のあ る人についての理解を深め、障害を理由とする記載としています。 る差別の解消に取り組み、県、市町、県民及 11 び事業者が一体となって誰もが生き生きと 活躍できる共生社会の実現を目指すことを 決意。」について、「実現を目指す。」で良 いと感じます。

障害者差別解消法の改正により、障害を理 競技大会では、パラアスリートが自らの障害」由とする差別の解消を一層推進していくとと もに、東京パラリンピック競技大会の開催を 私たちに大きな夢と感動、勇気を与えてくれ 契機として生まれた障害や障害のある人に対 た。」「〇 この大会を契機として生まれた、する関心、共生意識の高まりを持続させてい

県民全体で取り組むことの決意を明確にす

【第1章「総則」に関するもの】12件

<目的について>		
No	意見の内容	意見に対する県の考え方

「障害を理由とする差別の解消の推進に 及び事業者の役割を明らかにするとともに、直しを行っています。 県が実施する施策の基本となる事項を定め 12 れることなく、相互に人格と個性を尊重し合力携を規定する内容としています。 いながら共生する社会の実現に寄与。」とし ているところ、市町村の役割について付け加 え、「(前略) 基本理念を定め、県の責務並 びに市町村、事業者及び県民の役割を明らか にするとともに(後略)」とすべきである。

ご指摘の箇所は、「県、事業者及び県民の責 関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民 務を明らかにするとともに(後略) 」とする見

なお、県と市町は対等・協力の関係にあり、 ることにより、障害を理由とする差別を解消とれぞれが差別解消施策に取り組むものであ し、県民が、障害の有無によって分け隔てらることから、本条例においては市町等との連

無意味な表現、重複言い回しがあると感じ ます。

「障害を理由とする差別の解消のため、基 本理念を定め、県の責務並びに県民及び 事業者の役割を明らかにするとともに、県が 13 実施する施策の基本となる事項を定めるこ とにより、県民が、障害の有無によって分け 隔てられることなく、相互に人格と個性を尊 重し合いながら共生する社会の実現に寄 与。|

ご意見を参考に、目的規定において必要な 修正を行っています。

<定義について>

で如何なものでしょうか。

意見に対する県の考え方 No 意見の内容 前文において、『外見からは分かりにくい 定義規定における障害者は、心身の機能の 障害のために周囲の理解が得られず苦しん|障害がある者で、障害及び社会にある様々な でいる人や、身体障害者手帳等の交付には至|障壁(事物、制度、慣行、観念等)が相互に作 らないものの日常生活や社会生活の中で困用して継続的に生活上で相当な制限を受ける 難を余儀なくされている人も、少なくない。』状態にあるものをいい、外見からは分かりに とあり、これは社会生活において困り感をも くい障害のある人や障害者手帳等の交付に至 14 つ県民を広く対象にするものであると理解|らない障害のある人も含んでいます。 できます。しかしながら定義において『身体 障害者の定義についての理解が進むよう周 障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、知に努めてまいります。 難病に起因する障害その他の心身の機能の 障害(以下「障害」と総称する。)がある者』 と従来と変わらない範囲を示している点に

おいて、矛盾が発生していると考えます。こ こで定義される「障害のある人」とは、具体 的にどのような基準において判断されるも のでしょうか。 全体の前提となるものですので、わかりや すくお示しいただきたい。 心身の機能の障害は、その種類や程度によ 社会的障壁の意味が薄い。 事物、制度、慣行、観念について具体的につて様々で、社会的障壁となるものも人それ 記載し、「障害有無にかかわらず社会生活を」ぞれ異なることから、条例で具体的な記載を 営むため」の条例として分かりやすく説明すしすることは困難と考えます。 15 るべきだと思う。 社会的障壁の具体例については、これまで も各種研修等を通じた周知を行っているとこ ろですが、条例の周知と合わせて一層の理解 が進むよう取り組んでまいります。 合理的配慮についての説明を加える必要 合理的配慮について、第2章「障害を理由と があります。(「障害者が他の者との平等を」する差別の禁止」中の第8条(合理的配慮)の 基礎として全ての人権及び基本的自由を享 条文において定義しています。 有し、又は行使することを確保するための必 要かつ適当な変更及び調整であって、特定の 16 場合において必要とされるものであり、か つ、均衡を失した又は過度の負担を課さない **もの」**) 素案では定義なしに、第2章で「合理的配 慮の提供義務」が出てきます。 差別の一つである「合理的配慮の提供」の 合理的配慮について、第2章「障害を理由と 17 | 追記が必要(障害者差別解消条例の体をなさ | する差別の禁止 | 中の第8条(合理的配慮)の ない)。 条文において定義しています。 定義は国管轄の法整備上の定義があるは 本条例は、障害者差別解消法の趣旨を踏ま ずです。それを踏まえ、それ以上の方々を含 え、法と相まって共生社会の実現に寄与する 18 ことを目的に策定しているため、法の考え方 んだ定義の設定をお願いします。 に基づき用語を定義しています。 <基本理念について> No 意見の内容 意見に対する県の考え方 「(3) 共生社会の実現は「障害を理由と ご意見や条例検討委員会での議論を参考 19

ことから、全ての県民が、障害及び障害のあいます。 る人に対する関心と理解を深める必要があ る(以下略)」と記載されていますが、差別 は私たちの社会が多数派である健常者を標 準として、健常者に都合のよいように設計さ れていることから生じるものであり、社会構 造から発生するものであることを言及する 必要があります。多数派にとっては今ある社 会が「ふつう」で「当たり前」と考えている ために、少数派のおかれている困難に理解が 及ばないのです。

する差別の多くが障害のある人に対する誤 に、前文において「障害の社会モデル」の考え 解、偏見その他の理解の不足から生じている 方への理解を深める必要性について記載して

以下を項目内容に追記すべき。

20

21

22

ード面及びソフト面からユニバーサル化を います。 推進し、社会における事物、制度、慣行、観 念その他一切のものが使いやすく、心のバリ アフリーにつながっていくことを基本理念 とする。」

ご意見や条例検討委員会での議論を参考 「障害のある人にとって日常生活又は社」に、前文において「障害の社会モデル」の考え 会生活を営む上での社会的障壁を除去し、ハ 方への理解を深める必要性について記載して

 $(1) \sim (4)$ の「共生社会の実現は、」

基本理念は「障害を理由とする差別の解消 を削除し、(4)の冒頭を「前述の基本理念」の推進」に係るものであるとして表記を見直 の実現のため、」とした方が良いと感じます。一すとともに、条文の構成を見直し、条例素案の (4)の内容を(1)~(3)の基本理念に通 底する考え方として総括的に規定していま す。

共生社会の実現とは?

共生社会とは何かの意味、内容が薄い。 教育」「インクルーシブ社会」を含めたといいます。 う言葉を入れ、意味を明確にした上で、共生 社会の実現やインクルーシブな社会に向け て取り組んでいかなければならない。

→例) 障害のある人が充分な支援と環境整 備等の配慮を得て、障害のない人と同じよう に、同じ教室で学ぶ「インクルーシブ教育」

ご意見や条例検討委員会での議論を参考 に、前文においてインクルーシブの考え方に 国連、国が推進している「インクルーシブ 基づく取組の推進の必要性について記載して

を実現する。 <県民及び事業者の役割について> No 意見に対する県の考え方 意見の内容 「5 市町等との協力・連携」で「市町、 事業者及び県民については、本条例が障害 県民、事業者」としつつ「6 県民及び事業 を理由とする差別の解消を推進し、共生社会 者の役割」で「県民及び事業者の役割」とし一の実現を目的としていることを踏まえ、県の 実施する施策等への協力に努める責務を規定 ているのは不適切と感じます。 「県が県内自治体の役割を提示明示する」するとともに、県が施策を策定・実施するに当 のは不適切」というのであれば「県が県内個」たっては、国、市町、事業者及び県民と広く連 23 人団体の役割を提示明示するのも不適切」な 携に努めるものであることを踏まえた規定と はずです。 しています。 そもそも「5 市町等との協力・連携」「6 県民及び事業者の役割」の内容は「3 基本

【第2章「障害を理由とする差別の禁止」に関するもの】6件

理念」に明示済と感じます。

文面再考願います。

<障	<障害を理由とする差別の禁止について>		
No	意見の内容	意見に対する県の考え方	
24	主語が「県及び事業者」となっていますが、 県の条例ですので、広く市町まで含める意味 で「行政機関等及び事業者」に変更してはど うかと考えます。	市町による障害を理由とする差別については、行政不服審査法や服務規程である各市町の職員対応要領に基づいて市町自ら対応するべきものと考えることから、市町については本条例における障害を理由とする差別の禁止規定の対象とはしないこととしています。	
25	「障害を理由とする差別の禁止」については既に国整備の法上定義があるはずです。 法律に則った、あるいは法律上のくくり以上の差別禁止の設定を御願い致します。	本条例においては、障害者差別解消法において規定する差別の禁止規定の実効性を確保するため、法には規定されていない紛争解決の仕組みについて具体的に規定しています。	
<合理的配慮の提供義務について>			
No	意見の内容	意見に対する県の考え方	
26	第2章 障害を理由とする差別の禁止の2	ご意見を参考に、意思疎通の分野での合理	

(障害者情報アクセシビリティコミュニケ 必要な施策を講ずる旨規定しています。 ーション施策推進法)」が5月25日に施行 されました。社会は情報であふれています。 駅の音声アナウンス、大学の講義、病院での 診察、テレビ番組の出演者の声など、当たり 前に情報を得られる人たちにとっては些細 なことかもしれません。しかし、聴覚に障害 にある方にとって、これらの情報はどれ一つ として取りこぼしたくはない大切な情報で す。手話、要約筆記の推進を図る中で、さら なる合理的配慮の提供をお願いします。

合理的配慮の提供義務についての意見です。的配慮の提供が進むよう、第4章「共生社会の 「障害者による情報の取得及び利用並び|実現に向けた施策の推進等」において障害の に意思疎通に係る施策の推進に関する法律 特性に応じた意思疎通の方法が普及するよう

合理的という言葉の意味を深く考察すべ 理が隠されていないか。

27

28

合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害 き。この合理的という言葉中には多数者の論 のみに起因するものではなく、社会における 様々な障壁と相対することによって生ずるも のとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏ま えたものであり、障害者の権利利益を侵害す ることとならないよう、障害者が個々の場面 において必要としている社会的障壁を除去す るための必要かつ合理的な取組であり、その 実施に伴う負担が過重でないものであるとさ れています。

> 合理的配慮の趣旨について、理解が深まる よう、周知に努めてまいります。

「合理的配慮」の規定が不明瞭であり、分 かりづらい。

具体的な例を用いて、差別する側、受ける 側が分かるようにしなければ、周知できなことは困難と考えます。 い。紛争以前の問題であると考える。

心身の機能の障害は、その種類や程度によ って様々で、必要とされる配慮も人それぞれ 異なることから、条例で具体的な記載をする

合理的配慮の具体例については、これまで も各種研修等を通じた周知を行っているとこ ろですが、条例の周知と合わせて一層の理解 が進むよう取り組んでまいります。

「障害のある人(障害のある人がその意思

国が定める「障害を理由とする差別の解消 |を表明することが困難である場合にあって|の推進に関する基本方針」に即し、障害者の家| は、その家族等)から現に社会的障壁の除去 族のほか、介助者等、コミュニケーションを支

等」とすべきではないでしょうか。障害者の努めてまいります。 代理は家族という根強い思い込みがありま すが、本人の信頼する専門性を持つ支援者 が、本人を主体として動くことが大切だと思 います。

を必要としている旨の意思の表明があった 援する者が本人を補佐して行う意思の表明も 場合において」とありますが、「その支援者」含むものであり、当該趣旨の理解が進むよう

【第3章「障害を理由とする差別を解消するための体制」に関するもの】11件

	【第5年「降台と生田とする左別を解析するための体制」に関する 0001 11円		
< 相	<相談体制について> 		
No	意見の内容	意見に対する県の考え方	
30	第1節によると、県は市町で対応困難な事案についてのみ対応するかのように読み取れます。 また第2節をみると、障害当事者やその家族その他の関係者は、市町に相談をしても解決が見込めない時に知事にあっせんを求めることができると書かれています。 つまり、当事者や家族、関係者が直接県に相談できるしくみになっていないのではないかと思われます。 内閣府の障害者政策委員会の議事資料を読むと「国、都道府県にも市町村にもワンストップの相談窓口を期待」と書かれています。と、必要に応じて国、県、市町のどのレベルでワンストップ相談窓口が設置されていることが望ましいと考えます。そのことを念頭においた内容にすべきと考えます。	等の間の連携・協力により業務を行うことで、 障害者差別の解消に向けて効率的かつ効果的 に対応できるものと考えています。 県では、相談者にとって身近な市町が一次 的な窓口の役割を担い、市町で解決困難な事 案については県が対応することとしており、 本条例において、県による相談対応を経ても 解決しないときは、障害者は知事にあっせん を求めることができる仕組みとしています。 なお、国の法見直しや基本方針の改定議論 においても、国、県、市町の役割分担に応じた 相談対応の在り方や、住民に身近な市町が相 談に応じることの重要性が意見されていま	
<約	予争の解決のための体制について>		
No	意見の内容	意見に対する県の考え方	
31	紛争解決に際しては、本人への十分なコミュニケーション保障が図られるべきですが、 その記載がありません。	ご意見を参考に、第4章「共生社会の実現に 向けた施策の推進等」において、障害者が円滑 に意思疎通を図ることができるよう必要な施	

聴覚障害者であれば、手話や要約筆記の保|策を講ずる旨規定しています。 障が合理的配慮ですし、知的や発達障害者の また、多様な障害特性や障害特性に応じた 場合もコミュニケーション支援が必要です。 配慮の理解が進むよう取り組んでまいりま す。 第2章において示されている通り、県と事 県の行う事務については、行政不服審査法 業者双方に差別の禁止や合理的配慮の提供 や服務規程である県職員対応要領に基づいて 義務を定めているが、紛争解決の勧告・公表 対応することとしています。 については事業者のみ記載があり、県の記載 32 がないのは不適当ではないでしょうか。県の 行う事務においても紛争解決の手続きがさ れるべきであり、その対象として明記される べきであると考えます。 「同一の事案について、過去にあっせんの あっせん以外の方法によることが考えられ 求めを行ったことがあるとき」はあっせんをます。 求めることができないとしている点につい 33 て、「同一の事案」で「過去あっせんの求め を行った」にもかかわらず状況が変わらなか った場合どうするのか不明確です。 紛争事案の当事者及び関係者は、正当な理 正当な理由に該当するかどうかの判断につ 由がある場合を除き、知事による事実の調査いて一律に規定することは困難と考えます。 34 に協力しなければならないとしている点に ついて、「正当な理由」の内容が不明確であ り、明示が必要と考えます。 調査を行う職員は、身分を示す証明書を携 当該記載については見直しを行い、条文記 帯し、当事者又は関係者の請求があったとき | 載はしないこととしましたが、 県の職員が調 は提示しなければならないとしている点に|査を行うこととなるため、調査の際には職員 35 ついて、請求無くとも調査時は提示必要と考し証の提示を行います。 えます。「請求があったとき」とする理由を 条例内に明示が必要と考えます。 知事は、「あっせんの求めを行った者が、 あっせんの付託に係る除外規定について条 自らあっせんの求めを取り下げる意思を示し例素案の見直しを行い、「あっせんの求めを行 した場合等、あっせんの必要がないと認める った者が、自らあっせんの求めを取り下げる 36 とき」等の場合を除き、調整委員会に対し、 意思を示した場合等」の例示を規定しないこ あっせんを付託することとしている点につととしました。 ご意見については、条例の運用に当たり、留 いて、「自らあっせんの求めを取り下げる意

思を示した」のが他者からの強要だった場合 意してまいります。 等の具体的対策が不十分です。 調整委員会は、知事に対し、事業者に対し 委員会に対し勧告の求めという行為の権限 て、必要な措置を講ずるよう勧告することを を付与する趣旨で「勧告することを求めるこ 求めることができるとしている点について、 とができる」との規定としています。 なぜ「勧告することを求める」ではなく「勧 勧告の求めを行うかどうかは委員会の判断 37 |告することを求めることができる」(「求め」する事項であり、判断基準を明示することは ない場合もある」と読める)なのか不明です。 困難と考えています。 求める求めないの判断基準と「勧告するこ とを求めない場合 | の対応の明示が必要なは ずです。 知事は、必要があると認めるときは、事業 当該規定については見直しを行い、知事は、 者に対して必要な措置を講ずるよう勧告す 委員会から勧告の求めがあった場合には、「勧 ることができるとしている点について、「必としています。 要があると認めるとき」の基準が不明確で なお、勧告の権限は知事に属するとの趣旨 で「必要があると認めるとき」と規定していま 知事判断で必要不要の判断がされるのはす。 適切ではありません。 38 当該語句の削除、又は必要があると認める 際の根拠の明示が必要です。 又、なぜ「勧告する」ではなく「勧告する ことができる」(「しない場合もある」と読 める)なのか不明です。 するしないの判断基準と「勧告しない場 合」の対応の明示が必要なはずです。 知事は、事業者が、正当な理由なく勧告に 知事の権限において公表することが適当で 従わないときは、その旨を公表することがで あるか等を判断する趣旨の規定としておりま きるとしている点について、なぜ「公表する」 ではなく「公表することができる」 また、様々な事案が想定されるため、条例に (「しない場合もある」と読める)なのか不 おいて公表についての判断基準を明示するこ 39 とは困難と考えます。 明です。 するしないの判断基準と「公表しない場 なお、公表しない場合の対応について規定 はしませんが、障害者が必要とされる場合に 合」の対応の明示が必要なはずです。 は、引き続き相談対応を行います。 委員会の組織及び運営に関し必要な事項 委員会は、県の条例に基づき、知事の附属機 40 は、規則で定めるとしている点について、知関として設置することから、知事が委員を任 事の任命ではなく、知事から独立した人選に一命することとしています。 よる委員会とすべきと考えます。

【第4章「共生社会の実現に向けた施策の推進等」に関するもの】6件

<相			
No	意見の内容	意見に対する県の考え方	
41	「幼児期からの障害理解の機会の確保」の教育機会の確保について前文において、『外見からは分かりにくい障害のために周囲の理解が得られず苦しんでいる人や、身体障害者手帳等の交付には至らないものの日常生活や社会生活の中で困難を余儀なくされている人も、少なくない。』とあるとおり、学童期に入り困難が顕在化する発達障害(ASD/ADHD/LD等)も少なくありません。 そのため障害理解の機会として交流だけでなく学習の機会を設けることが、これらの障害(グレーゾーン含む)に起因するいじめの防止観点からも必要であり、明記されるべきであると考えます。	習等を通じた相互理解の促進について規定します。	
42	障害者の社会的、政治的活動への参加。スポーツや芸術に絞るのはどうなのか?障害者はスポーツや芸術に秀でていないとダメなのか?日常生活での交流理解を推進すべきではないのか。	し、自己実現を図る社会参加の機会として、ま た、障害者と障害者でない人の交流の機会と	
43	商店にてトイレ介助をやってもらっていたが、最近上層部の命令で拒否された。ヘルパーが常時ついているわけではないので、県民一人一人が協力してもらえるように県も推進してもらいたい。 災害時についても上記したような一般県民の協力を県が推進してほしい。	民誰もが多様な障害の特性を理解し、障害特性に応じた必要な配慮を実践する「あいサポート運動」を県民全体で取り組む県民運動として推進しているところです。	

4-	以下の施策について検討いただきたい。 <障がい者の住みよい社会づくり> 1. 新施設建設にあたりバリアフリー事前協議 2. 県営住宅優先入居 3. 多目的トイレの規格の統一 4. 県庁等受付・案内所の障がい者対応 5. JR主要駅の安全対策指導―転落防止対策 6. 点字文書の採択 7. 緊急時、及び災害時のヘルパー体制強化 8. スマホ対応型信号機、及びエスコートゾーン併設 9. 数年に一度の県知事との懇談会	ご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
4:	以下の施策について検討いただきたい。 <障がい者の差別撤廃> 1. 誘導ブロック上の障害物、及び歩きスマ ホの禁止 2. 盲導犬利用にあたり、未だ乗車・入店・ 宿泊拒否があり、これの行政指導 3. 車椅子の使えない地下道が多すぎる	ご意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
40	以下の施策について検討いただきたい。 <障がい者雇用> 1.雇用の拡大 2.雇用率の達成 3.福祉作業所の賃金アップ	ご意見は、今後の施策推進の参考とさせて いただきます。

【その他】5件

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
47		周知するため、リーフレットや解説書を作成 することとしています。
48	<その他参考事項>	ご意見は、今後の施策推進の参考とさせて

	1. 障がい者年金、及び特別障がい者手当の 増額 2. 航空料金及び新幹線特急料金の半額化 3. 盲人にも使えるスマホの開発 4. 電気自動車の音付け義務化 5. テレビ・ニュース速報の音声化 6. 県内統一タクシー割引券、及び優待バス 乗車券の検討 7. 子ども食堂の増設	いただきます。
49		条例素案では、県の考え方を簡潔にお示し するため、体言止めの表記としている項目が あるものです。
50	条例においては、その条例の変更について 明示が必要と考えます。	ご意見は、今後の施策推進の参考とさせて いただきます。
51	「障害の有無に関わらない雇用の実施」の 視点が当該条例文から見い出せず、条例とし て欠陥があると感じます。	